

令和 2 年

郡山市教育委員会

3 月定例会議事録

令和2年 郡山市教育委員会 3月定例会議事録

日 時 令和2年3月26日(木) 午後3時00分

場 所 郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎5階)

出席委員 教 育 長 小 野 義 明 教 育 長 阿 部 亜 巳
職務代理者

委 員 今 泉 玲 子 委 員 阿 部 晃 造

委 員 藤 田 浩 志 委 員 田 中 里 香

出席者 教育総務部長 伊 藤 栄 治
学校教育部長 早 崎 保 夫
教育総務部次長兼総務課長 馬 場 章 光
学校教育部次長((併)こども部次長) 三 瓶 克 宏
こども部次長((併)学校教育部次長) 橋 本 仁 信
生涯学習課長 大 越 聡
中央公民館長 黒 田 知 恵 子
中央図書館長 熊 坂 則 男
参事兼美術館長 佐 治 ゆ かり
学校管理課長 小 山 健 幸
学校教育推進課長 半 沢 一 寛
教育研修センター所長 安 田 良 一
総合教育支援センター所長 高 山 良 勝
総務課長補佐 大 澤 修 一
学校管理課長補佐 佐 久 間 一 徳
総務課総務管理係長 佐 藤 齊

書 記 大 杉 美 穂 子

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長の報告
- 4 議 事
 - 議案第 10 号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（人事）
 - 議案第 11 号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（校長等人事）
 - 議案第 12 号 郡山市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について
 - 議案第 13 号 郡山市教育財産管理規則の一部改正について
 - 議案第 14 号 郡山市教育委員会押印の省略に関する規則の制定について
 - 議案第 15 号 郡山市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の制定について
 - 議案第 16 号 郡山市社会教育指導員設置規則の廃止について
 - 議案第 17 号 郡山市図書館条例施行規則の一部改正について
 - 議案第 18 号 郡山市立学校管理規則の一部改正について
 - 報告第 3 号 専決処分事項の報告について（人事）
- 5 その他
 - な し
- 6 各課報告
- 7 閉 会

教 育 長 只今から、郡山市教育委員会令和 2 年 3 月定例会を開会いたします。
本日は、欠席委員がございませんので、本定例会は成立いたします。
はじめに、前回、令和 2 年 2 月定例会の議事録の承認についてですが、
何か御意見等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
令和 2 年 2 月定例会の議事録については、配布のとおり決定することに
御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、教育長報告として、令和2年郡山市議会3月定例会について報告いたします。

今回は代表質問、一般質問合わせて13名の議員から51件の質問がございました。内容としては、新型コロナウイルス感染症対策に関するものや、小中学校のプログラミング教育に関するもの等、様々な質問をいただきました。詳細につきましては、資料を御覧ください。

以上で報告を終わります。

次に、議事に入ります。本定例会には議事として、議案第10号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（人事）」、議案第11号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（校長等人事）」、議案第12号「郡山市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について」、議案第13号「郡山市教育財産管理規則の一部改正について」、議案第14号「郡山市教育委員会押印の省略に関する規則の制定について」、議案第15号「郡山市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の制定について」、議案第16号「郡山市社会教育指導員設置規則の廃止について」、議案第17号「郡山市図書館条例施行規則の一部改正について」、議案第18号「郡山市立学校管理規則の一部改正について」、報告第3号「専決処分事項の報告について（人事）」の10件が提出されております。特に非公開とすべき案件はございませんので、審議に入ります。

教 育 長 はじめに議案第10号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（人事）」、事務局の説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第10号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（人事）」、御説明します。

令和2年4月1日付けで、郡山市教育委員会の課長相当職以上の職員の人事異動につきまして、臨時代理による処理を行いましたので、その承認を求めるものでございます。人事異動の内容につきましては、部長相当職が2名、部次長相当職が6名、課長相当職が14名で計22名の異動となっております。

以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。議案第10号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（人事）」は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、議案第10号については、原案のとおり決しました。

 次に、議案第11号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（校長等人事）」、事務局の説明を求めます。

学校管理課長 それでは、議案第11号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（校長等人事）」御説明します。

 まずはじめに、校長の人事異動状況についてですが、小学校における転出等については退職が16名、市外への転出が2名、行政機関への転出が2名、合計20名であります。転入等については、他市町村からの転入が7名、行政機関からの転入が5名、再任用校長が2名、市内副校長からの昇任が3名、市内教頭からの昇任が1名、合計18名であります。田母神小学校と栃山神小学校が廃校となるため2名減となっております。次に中学校における転出等については、退職が12名であります。転入等については、他市町村からの転入が4名、行政機関からの転入が2名、再任用校長が1名、市内副校長からの昇任が1名、市内教頭からの昇任が1名、義務教育学校からの異動が2名の合計11名であります。二瀬中学校が廃校となるため1名減となっております。義務教育学校における転出は、市内へ異動が2名、転入は、他市町村からの転入が1名、行政機関からの転入が1名の合計2名であります。

 続きまして副校長の人事異動状況ですが、小学校における転出については、市内校長への昇任が2名、転入は、市内教頭からの昇任が1名、他市町村からの昇任が1名の合計4名であります。中学校における転出は、市内校長への昇任が1名、転入は、他市町村からの昇任が1名であります。義務教育学校における転出は、市内校長への昇任が1名、転入は、市内教頭からの昇任が1名であります。

 続きまして教頭の人事異動状況ですが、小学校における転出等については退職者が2名、市外への転出が1名、行政機関への転出が3名、校長・

副校長への昇任が4名の合計10名であります。転入等については、他市町村からの転入が2名、行政機関からの転入が1名、市内教諭からの昇任が2名、行政機関からの昇任が2名、他市町村からの昇任が1名、合計8名であります。田母神小学校と栃山神小学校が廃校となったため2名減となっております。次に中学校における転出等については、退職が2名、市外への転出が1名、行政機関への転出が1名、校長・副校長への昇任が2名の合計6名であります。転入等については、他市町村からの転入が3名、義務教育学校からの異動が1名、行政機関からの昇任が1名の合計5名であります。こちらにも二瀬中学校が廃校となったため1名減となっております。義務教育学校における転出は、市内への異動が1名、転入は、他市町村からの転入が1名であります。

次に昇任についてでございますが、校長昇任が小学校2名、中学校2名、郡山市教育委員会事務局から2名の合計6名です。副校長昇任は小学校2名です。教頭昇任は小学校7名、中学校6名、郡山市教育委員会事務局から1名の合計14名です。その他詳細は資料を御覧ください。

以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

阿 部 委 員 人事異動を決定しているのは県の教育委員会ですか。

学校管理課長 人事異動につきましては、各市町村の教育委員会から県の教育委員会に内申をし、県の教育委員会が決定します。

阿 部 委 員 本人の意思は反映されるのですか。

学校管理課長 希望による人事異動ではありませんが、家庭の状況等を考慮することもございます。

教 育 長 ほかに御質問等はございませんか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。

議案第11号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（校長等人事）」は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、議案第11号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第12号「郡山市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

総 務 課 長 それでは、議案第12号「郡山市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について」御説明します。

改正の趣旨についてですが、公民館の位置修正、事務分掌に係る事務の整理、会計年度任用職員制度施行、小中学校統廃合等のため所要の改正を行うものでございます。

改正理由及び内容につきましては、4点ございます。

まず1点目については、教育機関の所管を整理するとともに、公民館の位置の誤記を修正するものです。

2点目については、教育委員会事務局及び教育機関における事務分掌等の管理のために、市長部局に合わせて、各係等の事務分担の報告について規定する第75条を新たに追加するものです。

3点目については、令和2年度から会計年度任用職員制度が施行され、「嘱託職員」という職名がなくなるため、別表第1の表中、「嘱託」の項及びその職務を削るものです。

4点目については、令和2年3月31日をもって郡山市立栃山神小学校、郡山市立田母神小学校、郡山市立御館小学校下枝分校及び郡山市立二瀬中学校が閉校となるため、別表第3の1小学校の表及び別表第3の2中学校の表からそれぞれ当該学校の項を削るものです。

施行期日については、1点目、2点目の内容については公布の日から、その他のものについては令和2年4月1日になります。

以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。

議案第12号「郡山市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について」

は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、議案第12号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第13号「郡山市教育財産管理規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

総 務 課 長 それでは、議案第13号「郡山市教育財産管理規則の一部改正について」御説明します。

改正の趣旨についてですが、物品に関する規定を削除するとともに文言の修正を行い、教育財産の管理について規定内容を整理するものでございます。

改正理由及び内容につきましては、財務システムの更新に伴い、規定内容や関係法令等を再確認した結果、教育財産といたしましては、学校の校舎、敷地等がございますが、備品を含む「物品」は教育財産には該当しないことが明らかになったため、第2条第3項及び第3条を削るとともに、財産管理者について、「教育財産のうち公有財産の管理に関する事務」を「教育財産の管理に関する事務」とし、第2条第1項、第2項及び第4項にある「公有財産管理権者」を「教育財産管理権者」とするものです。

施行期日は令和2年4月1日となっております。

以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

阿部職務代理者 教育財産と公有財産の位置づけをもう少し詳しく教えてください。

総 務 課 長 公有財産は、行政財産と普通財産に分けられ、更に行政財産の中に教育財産が含まれます。一方、物品は、公有財産とは別の分類となります。従いまして、教育財産の中に物品が含まれることはございません。

教 育 長 ほかに御質問等はございませんか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
議案第 13 号「郡山市教育財産管理規則の一部改正について」は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、議案第13号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第14号「郡山市教育委員会押印の省略に関する規則の制定について」、事務局の説明を求めます。

総 務 課 長 それでは、議案第14号「郡山市教育委員会押印の省略に関する規則の制定について」御説明します。

制定の趣旨についてですが、行政手続等の簡素化、市民の負担を軽減するため、市長部局に合わせまして、郡山市教育委員会又はその補助機関に提出する申請、届出等の書類について、押印を省略できるようにするため制定するものでございます。

制定理由及び内容につきましては、押印省略による行政手続等の簡素化及び市民負担軽減のため、郡山市教育委員会又はその補助機関に提出する書類であって、規則により押印を要するとされているものについては、当該規則の規定にかかわらず、押印すべき者（法人にあっては、代表者に限る。）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができるようにするものです。

なお、規定内容については「郡山市押印の省略に関する規則」の規定を準用します。

施行期日は令和2年4月1日となっております。

以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
議案第 14 号「郡山市教育委員会押印の省略に関する規則の制定について」は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、議案第14号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第15号「郡山市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の制定について」、事務局の説明を求めます。

総 務 課 長 それでは、議案第15号「郡山市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の制定について」御説明します。

制定の趣旨についてですが、嘱託職員や臨時職員が、令和2年4月から会計年度任用職員制度へ移行することに伴い同職員に係る勤務時間、休暇等に関する規則の制定を行うものです。

制定理由及び内容について1つ目は、会計年度任用職員制度の創設に伴い、会計年度任用職員の勤務時間に関する規定を新たに設ける必要があるため、会計年度任用職員の1週間の勤務時間や週休日及び勤務時間の割振り等に関して規定するものです。

2つ目は、会計年度任用職員制度の創設に伴い、会計年度任用職員の休暇制度に関する規定を新たに設ける必要があるため、会計年度任用職員の年次有給休暇、特別休暇等に関して規定するものです。

例を申し上げますと、会計年度任用職員はフルタイムとパートタイムに分けられ、教育委員会ではパートタイム職員のみとなります。特別休暇として、年次休暇、忌引休暇、産前産後休暇、育児休暇等が認められますが、臨時職員時と比べると待遇が向上されることとなります。

なお、規定内容については別に定めるものを除き、「郡山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の規定を準用します。

施行期日は令和2年4月1日となっております。

以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

阿 部 委 員 会計年度任用職員に移行し、給与の額はどうなりますか。

総 務 課 長 給料表に基づき、勤務年数によって昇給することになります。併せまして、期末手当が2.55月分支給されることとなります。これまでも、一部非常勤嘱託職員には期末手当相当額が支給されておりましたが、臨時職員に関しては非支給でしたので、その点が改定されます。

阿 部 委 員 制度移行に伴い、給与額が減ることも考えられますか。

総 務 課 長 現在任用されている方で、引き続き会計年度任用職員となる場合は5年間の現給補償があります。

阿 部 委 員 人数はどの程度なのですか。

総 務 課 長 教育委員会内には約500名程度在籍し、学校や公民館等で勤務しています。

教 育 長 ほかに御質問等はありませんか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。

議案第15号「郡山市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の制定について」は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、議案第15号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第16号「郡山市社会教育指導員設置規則を廃止する規則について」、事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 それでは、議案第16号「郡山市社会教育指導員設置規則を廃止する規則について」御説明します。

現在、生涯学習課に非常勤特別職として社会教育指導員が5名おります。今般、会計年度任用職員への移行に伴い特別職としての設置規則が不要となることから廃止するものです。施行期日は令和2年4月1日となっております。

以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
 議案第 16 号「郡山市社会教育指導員設置規則を廃止する規則について」
 は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、議案第16号については、原案のとおり
 決しました。
 次に、議案第17号「郡山市図書館条例施行規則の一部を改正する規則に
 ついて」、事務局の説明を求めます。

中央図書館長 それでは、議案第17号「郡山市図書館条例施行規則の一部を改正する規則
 について」御説明します。
 改正の趣旨についてですが、令和元年10月1日に施行した郡山市図書館
 条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。
 改正理由及び内容について1つ目は、郡山市図書館条例の一部改正に伴
 い、同施行規則内別表中に号数ずれが生じたため修正するものです。
 2つ目は、工業標準化法の一部改正に伴う文言を修正するとともに性別
 欄の削除及び改元に伴う文言を修正するものです。
 施行期日は公布の日からとなっております。
 以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
 議案第 17 号「郡山市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」
 は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、議案第17号については、原案のとおり
 決しました。

次に、議案第18号「郡山市立学校管理規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

学校管理課長 それでは、議案第18号「郡山市立学校管理規則の一部改正について」御説明します。

改正の趣旨についてですが、郡山市立学校教育職員の勤務時間の上限を定めるものです。郡山市職員については平成31年4月1日から開始しており、教育職員については令和2年4月1日から開始する予定でございます。

改正理由については、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るためです。

改正内容については、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間いわゆる「在校等時間」について上限を設け、1か月の時間外在校等時間については45時間以内、1年間の時間外在校等時間については360時間以内とします。

施行期日は令和2年4月1日となっております。

今回の改正の経緯については、平成30年度に文部科学省から公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定について通知があり、平成31年4月の校長会議において、郡山市立学校の教師の勤務時間の上限に関する基本的な考え方を示したところでございます。その後、令和2年1月に文部科学省作成のガイドラインが指針となり公的に位置づけられました。それを受け、今回の規則改正に至ったところです。これまで本市における教育職員の働き方改革については、部活動の指針や主催行事の見直し、人的配置等を行ってまいりました。今後につきましても時間的なものだけでなく、様々な視点から教育職員の働き方改革を図ってまいります。

以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

阿 部 委 員 今回の規則改正にあたり、罰則規定などはありますか。

学校管理課長 罰則規定は定めてございません。

阿 部 委 員 定めるからにはしっかりと守られるような環境づくりが重要であると思います。現在どのような形で時間管理はされていますか。

学校管理課長 現在は、パソコンソフトを活用しています。出退勤時にボタンをクリックすることで出退勤時間が記録され、月ごとに取りまとめたシートを毎月3日を目処に教育委員会へ提出します。教育委員会では、月あたり45時間を超えた教育職員を把握し、更に80時間を越えた教育職員については、面接指導により健康管理を行っています。約1,800名の教育職員中、今年度80時間を越えた教育職員は延べ約200名になります。その中でも特に教頭が80時間を超えることが多く、面接をしながら業務量を減らすよう指導しております。

田中委員 教育職員の面接指導はどのように実施していますか。

学校管理課長 長時間労働にかかる面接については、郡山市内の病院と契約し産業医をお願いしております。

教育長 ほかに御質問等ございますか。

(なし)

教育長 それでは、これより採決いたします。

議案第18号「郡山市立学校管理規則の一部改正について」は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第18号については、原案のとおり決しました。

次に、報告第3号「専決処分事項の報告について（人事）」、事務局の説明を求めます。

総務課長 それでは、報告第3号「専決処分事項の報告について（人事）」御説明します。

郡山市教育委員会の課長補佐相当職以下の職員の人事異動について、専決処分をしましたので、その報告をするものでございます。異動状況の概要につきましては、委員の皆様にご内示書でお知らせした内容と同じとなっております。異動者の総数につきましては、90名の異動となっております。

以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。

報告第3号「専決処分事項の報告について（人事）」は、原案のとおり決することに、御意義ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、報告第3号については、原案のとおり決しました。

それでは次に「5 その他」に入りますが、本定例会には提出案件がありませんので、「6 各課報告」に入ります。

(各所属、下表案件について報告。)

No	所 属 名	件 名
1	総務課	赤木小・永盛小 令和元年東日本台風に係る復旧工事進捗状況について
2	生涯学習課	公民館 令和元年東日本台風災害復旧工事及び耐震改修工事進捗状況について
3	中央公民館	「ユースカレッジ木曜クラブ」について
		「はやまっ子」について
		「四季の風コンサート」について
		I C T活用啓発事業「タブレット講座」について
4	中央図書館	中央図書館ホールコンサートについて

5	美術館	企画展「石田智子展 雑華 ありのままに」について
6	学校教育推進課	令和2年度郡山市（篤志）奨学資金奨学生の決定について
		令和元年度郡山市立中学校就学審査会の結果について (令和2年度入学生対象)
		令和元年度「寺子屋郡山」活動報告について
		郡山市内4大学との連携事業について
		令和元年度通学路合同点検実施箇所等について
		弾力的運用制度(特認校制(西田学園後期課程))申込状況について
7	教育研修センター	2月教職員研修講座等の実施状況について

教 育 長 以上で、本定例会に提出された案件は以上であります。
 その他、委員の皆様、事務局から何かありますでしょうか。

阿部職務代理者 新型コロナウイルスに関連し、4月からの学校授業再開に際し、マスクが不足している現状の中、マスクをしていない子どもが非難されたり、保護者から学校側にマスクを要請されたりすることが予想されます。トラブルにつながらないよう、マスクに関する取り扱いについてガイドライン等に示すべきと思いますが、いかがでしょうか。

学校教育部長 新型コロナウイルスの件について、本市のこれまでの状況とこれからの見通しについて御説明いたします。

2月末に、国から都道府県に対して小中学校、特別支援学校、高等学校を速やかに臨時休校するようにと要請がありました。それを受けて福島県といたしましても、県立学校は3月2日から、市町村立学校はそれぞれの市町村で準備が出来次第速やかに春休みまで休校するようにと要請が出されました。本市では3月3日から3月23日まで、学校保健安全法第20条に基づき、伝染病のために設置者の判断で休校とさせていただいているところでございます。

この間、本市では県内2例目、市内1例目の感染者が確認され、小・中・

義務教育学校の卒業式の開催も危ぶまれたのですが、卒業式関係者には感染者及び濃厚接触者は確認されなかったため、時間や規模を縮小しながら小・中・義務教育学校それぞれで卒業式を実施いたしました。併せて対象の学校の閉校式も実施することが出来ました。

今後につきましては、国から学校再開のガイドラインが示され、県からも指針が示されたことを受け、本市では保健所の指導を受けながら対策マニュアルを策定中です。昨日、各学校の代表が集まり、学校の消毒の仕方について保健所から専門的な指導を受けました。また、3月30日に臨時校長会議を予定しており、マスクの取り扱いや検温についてなどを策定したマニュアルにしたがって各学校が共通した対応が出来るようにしていきたいと考えております。

教育総務部長 続きます、社会教育施設についても御説明申し上げます。本市においてもイベントや市有施設に関する指針がございまして、これまでは市主催のイベントについては基本的に中止としていたところがございます。公民館についても、市の指針に基づき主催事業を中止しておりましたが、クラスター3条件を同時に満たさなければイベントを再開する方針です。中央公民館でも4月からイベント再開ということになりますが、講座などは募集期間や講師との打ち合わせ等準備に時間を要するため、7月から正式に講座を再開する予定でございます。なお、引き続き貸し館については実施いたします。

図書館については3月末まで全館休館しており、4月から再開いたしますが、学習室や閲覧室の座席については間隔を置いて対応していくとともに、定期的な換気や消毒作業を実施していきたいと思っております。

藤田委員 中央公民館のフリースペースについてはどのように考えていますか。

教育総務部長 図書館と同様、座席に間隔を置き、定期的な換気と消毒作業を実施しながら利用できるようにする予定です。

今泉委員 マスクについては縫わずに簡単に作成することもできるので、作り方を公表したり、授業の中で子どもたちと一緒に作ったりなど各学校で工夫することも良いかと思っております。

教 育 長 貴重な御意見ありがとうございます。

その他、委員の皆様、事務局から何かありますでしょうか。

(なし)

教 育 長 無いようですので、郡山市教育委員会令和2年3月定例会を閉会いたします。

終了時刻 午後4時43分